



--- 2015/12/21 ---

おおいた産保メールマガジン 第138号 【臨時】

発行：大分産業保健総合支援センター 所長 嶋津 義久

<http://www.oita-sanpo.jp/>



Oita



I N D E X

◆お知らせ◆

◆厚生労働省が芳香族アミンによる健康障害の防止対策について関係業界に要請しました
(平成27年12月18日)

平成27年12月3日、事業場から、当該事業場の労働者4名（他に退職者1名、計5名）が膀胱がんを発症している状況について、所轄の労働局に報告がありました。

厚生労働省としては、オルトートルイジンを中心に現在原因の究明作業を行っているところですが、予防的観点から、12月18日に関係業界へ、労働者のばく露防止と健康管理の徹底が図られるよう、関係団体への要請と報道発表を行いました。

【以下は厚生労働省報道発表資料】

厚生労働省では、化学工業をはじめ多くの事業場で使用される化学物質について、労働安全衛生関係法令に基づき、健康障害防止対策を進めています。

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しました。膀胱がんを発症した労働者においては、オルトートルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっていますが、現在、作業実態や発生原因について所轄の労働局・労働基準監督署及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所において調査を行っているところです。

これらのことを踏まえ、予防的観点から、本日（12月18日）、一般社団法人日本化学工業協会及び化成成品工業協会に対して、芳香族アミンによる健康障害の防止対策の適切な実施を要請しました。（要請内容は、別添のとおりです。）

また、緊急対応として、当該事業場で取り扱われている芳香族アミンのうち、膀胱がんとの関連があるとされているオルトートルイジンを取り扱う事業場として厚生労働省が把握しているものについて、労働者のばく露防止と健康管理の徹底が図られるよう、労働局・労働基準監督署による調査・指導を実施します。

※当該事業場で取り扱われている芳香族アミン5物質の労働安全衛生法令に基づく規制の状況

これらの物質の製造等の禁止や、管理濃度を定めた上での局所排気装置の設置・健康診断の実施等の義務づけはされていないが、これらの物質を取り扱う事業者には、有害性等を確認するよう努めるほか、空気中の濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する等により適切に管理しながら使用することなどが求められている。また、

譲渡提供時の危険有害性や取扱い上の注意事項等を記載した安全データシートの提供が義務付けられている。

詳しくは厚生労働省⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107468.html>

別添（要請内容）⇒

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11305000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu-Kagakubushitsutaisakuka/0000107473.pdf>

◆◇+.....+◇◆

※メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、info@oita-sanpo.jpまで
お願い致しております。

皆様のご意見をお待ち致しております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。

■□■

独立行政法人 労働者健康福祉機構
大分産業保健総合支援センター
〒870-0046
大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階
TEL：097-573-8070 FAX：097-573-8074
<http://www.oita-sanpo.jp/> / E-mail: info@oita-sanpo.jp

■□■